内航貨客定期航路事業及び内航一般不定期航路事業の登録等の事務取扱要領

１．登録申請における確認項目

（１）住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

（２）法人である場合は、その役員の氏名

定款及び登記事項証明書を提出させること。

（３）航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離又は水域

①　内航貨客定期航路事業について

（ア）航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離

②　内航一般不定期航路事業について

（旅客船を使用する場合）

（ア）航路の起点、寄港地及び終点

（非旅客船を使用する場合）

（ア）航路が一定のものにあっては、航路の起点、寄港地及び終点

（イ）もっぱら一定の水域において運航するものにあっては、その水域の名称

③　航路図又は水域図をもって明示させること。

（４）当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

（５）当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

以下の内容を記載させるとともに、その使用権原を有していることについて誓約書をもって確認すること。

①　係留施設の名称及び位置

岸壁、桟橋、ポンツーン等について記載させること。

②　水域施設の名称及び位置

航路（水域）及び泊地（該当があれば）について記載させること。

③　陸上施設の名称及び位置

待合所、営業所、駐車場、乗降施設について記載させること。

（６）密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

①　法人である場合に限る。

②　密接関係法人とは以下のとおり。

（ア）親会社等

・　申請者（株式会社である場合）の議決権の過半数を所有している者

・　申請者（持分会社である場合）の資本金の２分の１を超える額を出資している者

・　申請者の事業の方針の決定に関して、上記に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

（イ）子会社等

・　申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社

・　申請者がその資本金の２分の１を超える額を出資している持分会社

・　事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が上記に掲げる者と同等以上と認められる者

（ウ）グループ内別会社等

・　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社

・　親会社等がその資本金の２分の１を超える額を出資している持分会社

・　事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が上記に掲げる者と同等以上と認められる者

（７）使用船舶の明細

①　海上運送法施行規則第一号様式（使用船舶明細書）をもって記載させること。

②　使用船舶に関する資料として、以下を提出させること。

（ア）よう船の場合は、契約書の写し又はそれに代わる書類

（イ）船舶国籍証書又は小型船舶登録事項通知書の写し

（ウ）船舶検査証書の写し

（エ）船舶検査手帳の写し

（８）その他の開始しようとする事業の概要（内航一般不定期航路事業に限る）

開始しようとする事業の概要として以下の内容を記載させる。

（ア）運航の時季又は運航年月日

（イ）航路ごとの各港間の所要時間（水域の場合は、想定される最大所要時間）

（ウ）乗合旅客の運送か貸切旅客の運送の別

（エ）通勤・通学もしくは観光客等の主要旅客の概要

（９）運航日程及び運航時刻（内航貨客定期航路事業に限る。）

①　運航日程

②　運航時刻

（10）運航開始予定期日（内航貨客定期航路事業に限る。）、事業開始の年月日（内航一般不定期航路事業に限る。）

（11）特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航貨客定期航路事業または内航一般不定期航路事業を営もうとする場合にあっては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

当該運送に係る契約書の写し又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類を提出させること。

（12）登録の拒否要件の確認

申請者及び法人にあってはその役員全員分（（２）で記載される役員全員をいう。）の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面をもって確認すること。

（13）船客傷害賠償責任保険

①　５．に規定する保険契約（又は共済契約）が締結されている又は締結する計画があることを確認すること。

②　（11）のみに該当する場合は、①の確認を要しない。

２．標準処理期間

１．の確認に要する期間は１か月とする。

３．登録の実施

（１）登録番号の付与

①　新たに登録を行った場合は、次の例により登録番号を付与すること。

・　内航貨客定期航路事業　　……　○○貨客第□□□□号

・　内航一般不定期航路事業　……　○○一不第□□□□号

（注）「○○」は、北海道運輸局にあっては「北海」、東北運輸局にあっては「東北」、関東運輸局にあっては「関東」、北陸信越運輸局にあっては「新潟」、中部運輸局にあっては「東海」、近畿運輸局にあっては「近畿」、神戸運輸監理部にあっては「神戸」、中国運輸局にあっては「中国」、四国運輸局にあっては「四国」、九州運輸局にあっては「九州」、沖縄総合事務局にあっては「沖縄」とする。

「□□」は、地方運輸局等ごとに一連番号を付与すること。

②　９．により登録の抹消を行った場合は、その登録番号は欠番とし、他の登録に使用しないこと。

（２）登録通知書

新たに登録を行った場合は、（１）により付与した登録番号を記載したうえで、申請者に対し、通知を行うこと。

なお、申請者が登録を受けるにあたり、登録１件あたり15,000円の登録免許税が発生するので、登録日より１月後を納期限とし、登録通知と併せて通知を行うこと。

（３）登録簿

新たに登録を行った場合は、事業区分に応じ、海上運送法施行規則第７号様式（貨客定期航路事業者登録簿）又は第８号様式（一般不定期航路事業者登録簿）の登録簿に登録すること。登録簿は、各地方運輸局等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表すること。

４．登録の拒否

法第19条の９第１項各号に掲げる登録の拒否要件のいずれかに該当する場合は、登録を拒否するものとする。この場合においては、登録拒否通知書により申請者に通知すること。

５．船客傷害賠償責任保険

運航（事業）開始の日までに、旅客定員１人あたりの保険金額が5,000万円以上とする保険契約（又は共済契約）を締結させること。また、保険契約の次に掲げる事項について報告させること。（１．（11）のみに該当する場合を除く。）

（ア）保険の名称

（イ）保険の期間

（ウ）旅客定員１人あたりの保険金額

（エ）保険者の名称

６．運送約款（例）

利用者の用に供するため、運送約款（例）を別添のとおり定めたので、事業者の指導等に活用すること。

７．変更の届出

（１）確認項目

変更となる内容について、１．（１）から（５）及び（７）から（13）の取扱いに準じて確認をすること。（この場合、定款及び登記事項証明書は要しない。）なお、１．（12）について、新任の役員に関する確認をすること。また、１．（13）について、保険契約（又は共済契約）が締結されていることを確認すること。

（２）登録簿の取扱い

変更の届出があった事項を、３．（３）で作成した登録簿に登録すること。

８．承継

（１）確認項目

＜譲渡譲受＞

①　譲渡人及び譲受人の住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

②　法人である場合は、その役員の氏名

③　密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

（ア）法人である場合に限る。

（イ）密接関係法人とは１．（６）②のとおり。

④　譲渡譲受に係る当該事業の概要及び譲渡譲受価格

（ア）　登録番号

（イ）　１．（３）から（５）、（７）から（９）及び（11）から（13）の内容

（ウ）　譲渡譲受価格

⑤　譲渡譲受の年月日

⑥　譲渡譲受を必要とした理由

⑦　登録の拒否要件の確認

（添付書類）

（ア）譲渡譲受に係る契約書の写し

（イ）譲渡譲受価格説明書

（ウ）譲受人が法人である場合は、定款及び登記事項証明書

（エ）譲受人及び法人にあってはその役員全員分（②で記載される役員全員をいう。）の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（オ）譲渡譲受に係る当該事業の使用船舶が譲渡人及び譲受人以外の所有に係るものである場合は、当該船舶を譲受人が使用することの同意書

＜相続＞

①　住所及び氏名

②　被相続人の住所及び氏名並びに被相続人との続柄

③　承継した当該事業の概要

（ア）登録番号

（イ）１．（３）から（５）、（７）から（９）及び（11）から（13）の内容

④　申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名

⑤　相続に伴う当該事業に属する財産に関する権利義務の変動

⑥　申請者が当該事業を相続した理由

⑦　被相続人の死亡年月日

⑧　登録の拒否要件の確認

（添付書類）

（ア）戸籍謄本

（イ）申請者の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（ウ）相続に係る当該事業を申請者が相続することに対する申請者以外の相続人の同意書

＜合併（分割）＞

①　当事者の住所、名称及び代表者の氏名

②　合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人の住所、名称及び代表者の氏名

③　役員の氏名

④　密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

密接関係法人とは１．（６）②のとおり。

⑤　合併（分割）に係る当該事業の概要

（ア）登録番号

（イ）１．（３）、（５）、（７）から（９）及び（11）から（13）の内容

⑥　合併（分割）の年月日

⑦　合併（分割）を必要とした理由

⑧　合併（分割）の方法及び条件

⑨　登録の拒否要件の確認

（添付書類）

（ア）合併（分割）契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び合併（分割）比率説明書

（イ）定款及び登記事項証明書（合併（分割）後に当該事業を承継する法人が現に当該事業を営んでない場合に限る。）

（ウ）合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類

（エ）申請者及び役員全員分（③で記載される役員全員をいう。）の登録の拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（２）標準処理期間

（１）の確認に要する期間は７日とする。

（３）登録簿の取扱い

（１）の確認を行ったときは、申請書に記載された事項を、３．（３）で作成した登録簿に登録すること。

（４）法第19条の９第１項各号に掲げる登録の拒否要件のいずれかに該当する場合の取扱い

承継拒否通知書により申請者に通知すること。

９．登録の抹消

事業の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、事業の廃止の日及び登録の取消しの日をもって、３．（３）の登録簿から抹消すること。

10． 航路不定の取扱い

一定の航路に旅客船を就航させて事業を営む場合は、法第３条第１項の規定に基づく一般旅客定期航路事業の許可、第19条の６第１項の規定に基づく特定旅客定期航路事業の許可又は第21条第１項の規定に基づく旅客不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）の許可の手続を要する。

一方、航路を特定せずに、すなわち航路不定で事業を営む場合には上記の許可を要せず、法第22条第１項の規定に基づく一般不定期航路事業の登録の手続で足りる。

この場合、航路不定とは、一つの航路を反復継続して行うとは言えない運航を行っている状態をいい、具体的には、年１回のクルーズ運航、チャータークルーズ運航等が想定される。

従って、年に複数回同じ航路を運航する場合は、原則として航路が一定であると考えられるが、陸上の貸切バスやタクシーのように利用者の意向によってその都度行き先が変わるような事業形態（旅行代理店との随時貸切契約による場合も含む。）については、結果として以前に運航した航路と同一の航路を運航することになったとしても、航路は不定であると考える。但し、このような事業形態であるとしても、同一の航路に就航することが度重なる場合は、一の航路を反復継続して運航するものであることから、一定の航路における事業となる。

また、一定の航路に旅客船を就航させて事業を営んでいるもののうち、短期間のみその事業に従事する場合が一定存在するところ、年間３日以内（※１）の運送（※２）は、一定の航路（※３）における運送とは扱わず、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可を得る必要がなく、法第22条第１項の規定に基づく一般不定期航路事業の登録により事業を行うことができる（※４）。

この場合、１．（８）（ア）に運航年月日を明記させること。変更が生じた場合も同様とする。

（※１）１日当たりの運送回数は問わない。

（※２）イベントや行事に伴うものか否かは問わず、また、有償無償は問わない。

（※３）「一定の航路」とは、航路に反復性・定型性がある航路をいう。すなわち、航路に反復性・定型性がなくバラバラなもの、また、パターン化されているものの一定とまでは言えないもの（反復回数が少ないもの）は航路不定となる。

（※４）一般旅客定期航路事業に対するクリームスキミングとなる恐れがあるものを除く。